

令和2年3月19日

ご利用者さま

西三河農業協同組合

「成年後見支援貯金」の取扱開始について

西三河農業協同組合では、令和2年4月1日（水）より、成年後見制度を利用される方を対象とした「成年後見支援貯金」の取扱いを開始します。

成年後見支援貯金は、成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的に使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設ならびにお支払いやご解約などに家庭裁判所の発行する「指示書」を必要とします。そのため、成年被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理を行うことができ、財産管理にかかるトラブルの防止が期待されます。また、財産管理の負担が小さくなることから、成年後見人さまにおいては成年被後見人さまの身上保護に集中しやすくなります。

当組合は本貯金の取扱いにより、社会的要請が高まっている成年後見制度の普及に貢献するとともに、組合員さまをはじめとした地域のご利用者さまのニーズにお応えできるよう、サービスの提供に努めてまいります。

記

1 取扱開始日

令和2年4月1日（水）

2 商品概要

（1）商品名

- ① 成年後見支援貯金
- ② 成年後見支援貯金無利息型

（2）利用対象者

個人のお客さまで、家庭裁判所から口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方

（3）払戻方法

家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づく取扱いとなります。

（4）その他

詳細につきましては、当JAにお問い合わせください。

3 お問い合わせ先

西三河農業協同組合 本店金融課

電話番号 0563-56-5203

以上